

PCR22-20

ASNITE製品認証機関認定公表用文書

ASNITE製品認証機関認定の 取得と維持のための手引き

(第20版)

2026年4月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター認定センター

目次

はじめに.....	3
第1章 製品評価技術基盤機構認定制度(製品認証機関)認定プログラム.....	4
1-1 プログラムの概要.....	4
1-2 認定制度の運営.....	4
第2章 認定申請手続き.....	6
2-1 概要.....	6
2-2 申請に必要な書類.....	7
2-3 認定申請書の記入要領.....	8
2-4 認定申請書以外の書類の記入・作成要領.....	11
2-5 申請手数料等について.....	23
第3章 認定プロセス.....	24
3-1 認定申請に対する審査の概要.....	24
3-2 認定申請中の変更届.....	24
第4章 ASNITE 製品認証機関の権利と義務.....	25
第5章 認定の維持のための手続き.....	26
5-1 認定要求事項への継続的な適合.....	26
5-2 認定変更の手続き.....	28
5-3 認定を受けた製品認証事業の承継の手続き.....	30
5-4 認定を受けた製品認証事業の廃止の届出の手続き.....	32
5-5 認定の一時停止及び取消し.....	32
5-6 製品認証事業報告.....	33
様式集.....	35

はじめに

この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の規定に基づき、認定国際基準に対応する製品認証機関が製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）の認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書です。また、認定を受けた後に、認定を維持するために必要な手続きや権利と義務も併せて解説しています。

なお、試験事業者、校正事業者、標準物質生産者が当該プログラムの認定を受けるために必要な申請の手続きと認定の要件をわかりやすく取りまとめた一般手引書は、別に作成しています。

この文書及びASNITE認定プログラムの製品認証機関認定についての問い合わせ先は、次のとおりです。なお、認定に係る申請手続きは、適合性評価推進センター認定センターにおいてのみ受け付けております。申請手続きについては、以下にお問い合わせください。

なお、同手続きの詳細については、Web サイトから閲覧できるようにしています。

〒151-0066 東京都渋谷区西原2丁目49番10号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター認定センター ASNITE-P 担当

電話： 03-3481-1938

e-mail: asnite-p@nite.go.jp

URL: <http://www.nite.go.jp/iajapan/>

第1章 製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）認定プログラム

1-1 プログラムの概要

製品評価技術基盤機構認定制度（製品認証機関）認定プログラム（以下「ASNITE 認定プログラム」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）が開発し、運営する任意の認定プログラムです。国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的ニーズを踏まえた、JCSS、JNLA 及び MLAP の法律に基づく認定プログラムでは対応できない分野が認定対象です。

認定を付与された製品又はプロセスについて認証する機関（以下「製品認証機関」という。）は「製品評価技術基盤機構認定制度製品認証機関」（以下「ASNITE 製品認証機関」という。）と呼ばれ、認定が与えられた範囲内の製品認証を行ったときは、ASNITE 認定プログラムの認定シンボルを付した認証書の発行や認定シンボルを宣伝等で使用することができます。

ASNITE 認定プログラムの認定機関である IAJapan は、製品認証機関の認定のための要求事項として ISO/IEC 17065 等の関係条項を採用し、ISO/IEC17011 に適合した制度運営を行っています。

さらに、IAJapan は、その制度運営の適切性を認められ、IAF の後継である Global Accreditation Cooperation Incorporated（グローバル認定協力機構）及び APAC の多角的承認取決に参加しています。

IAF: International Accreditation Forum(国際認定フォーラム)

APAC: Asia Pacific Accreditation Cooperation(アジア太平洋認定協力機構)

1-2 認定制度の運営

(1) 認定機関

ASNITE 認定プログラムは、IAJapan により運営されています。一般に、このような認定制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。

(2) 運営規格等

ASNITE 認定プログラムの運営は IAJapan の規定に基づき実施されますが、認定制度の国際的重要性にかんがみ、その運営方針は ISO/IEC 規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、IAJapan は ISO/IEC 17011 の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、ASNITE 認定プログラムはこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、ASNITE 認定プログラムは諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

以下に当該制度に適用される国際規格等を示します。

国際規格等

- ① ISO/IEC 17011 (2017) (JIS Q 17011:2018)- Conformity assessment - Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies （適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項）
- ② ISO/IEC 17065 (2012) (JIS Q 17065:2012)- Conformity assessment -- Requirements for bodies certifying products, processes and services （適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項）

(3) 認定要求事項

申請機関は、認定スキーム文書に定める各スキームの全ての認定要求事項に対して審査されます。また、認定を受けた申請機関(以下「ASNITE 製品認証機関」という。)も継続してこれらの規程の要求事項を満足しなければなりません。(以下、申請機関と ASNITE 製品認証機関をまとめて記述する場合は「申請機関等」という。)

(4) IAJapan の機構

IAJapan の運営に関する責任者は、適合性評価推進センター認定統括官(以下、「IAJapan のトップマネジメント」という。)です。また、IAJapan 内に各認定プログラムに責任を持つ管理者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を得るために必要な委員会が IAJapan に設置されています。

認定の公平性に関する評価委員会及び技術委員会は特定の利益代表の優先を避け、利害のバランスを考慮し、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構成となっています。評定委員会・IAJapan ボードは公正さを維持するため原則として中立的な委員による構成となっています。また、各委員は認定制度や製品認証分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの諮問委員会の機能は次のとおりです。

○認定の公平性に関する評価委員会

認定機関の運営の公平性に関する事項について審議します。

○技術委員会

認定要求事項の制定や技術的事項及びプログラムごとの技術的な運営方針等について審議します。

○評定委員会又は IAJapan ボード

認定の授与、維持、拒否、縮小、一時停止(解除)、取消及び終了の申請機関等の評定を行います。

IAJapan 組織図 (2026 年 4 月現在)

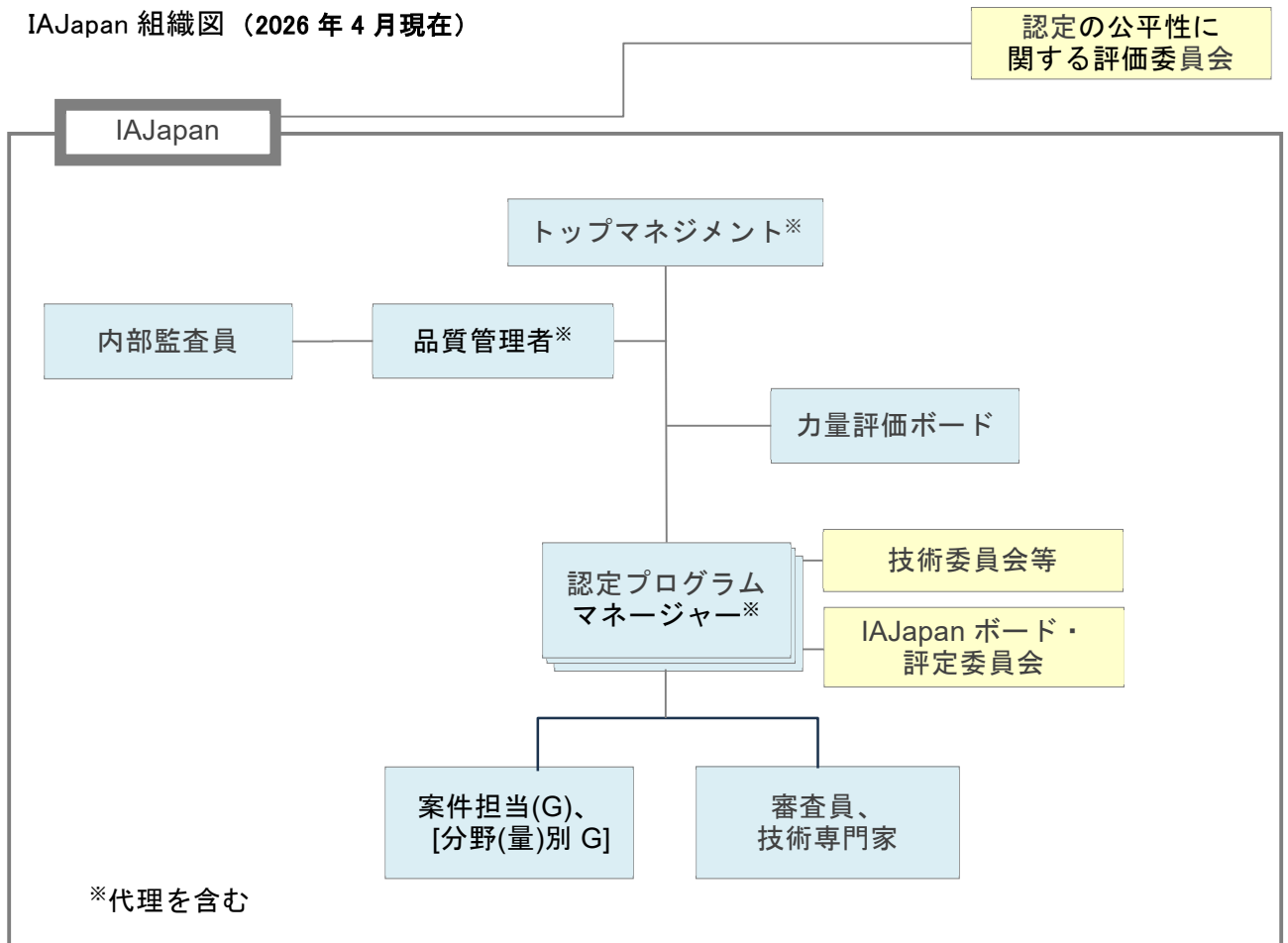


図 IAJapan の組織

第 2 章 認定申請手続き

2-1 概要

申請時に実際に製品認証事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく民間企業、公益法人等が認定を申請することができます。また、認定される製品認証機関の数の制限や申請時期の制限はありません。

ASNITE 製品認証機関になるためには、必要な申請書類を作成し、IAJapan に申請しなければなりません。IAJapan は、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し(書類審査及び現地審査には Web 会議ツールを用いた遠隔審査を含むことができる)、評定委員会又は IAJapan ボードによる評定を経て、IAJapan のトップマネジメントが認定の授与を承認するとともに、認定情報が IAJapan の Web サイトに掲載されます。

IAJapan では、紙による認定の申請等の受付に加え、認定申請審査業務システム(以下「電子システム」という。)による認定の申請等の受付を行っています。手続きの詳細については、IAJapan の Web サイトに閲覧できるようにしてある認定申請審査業務システム使用マニュアル (ASNITE) (ASRP22S01)を参考にしてください。

審査及び認定の基準

製品認証機関の認定申請に対して、ISO/IEC 17065(適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)の全ての項目、認証スキーム要求事項、ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCR21)及び適用する国際(地域)機関文書の要求事項への適合状況について審査が行われます。

これらの結果を基に、すべての認定要求事項に適合していることを通じて、必要な能力を有していると判断された製品認証機関に対して認定が授与されます。

なお、この製品認証機関の認定は、任意の申請を受けて行われるものであり、強制法規等に直接関係するものではありません。

2-2 申請に必要な書類

申請に当たっては、次の申請関連資料一覧に示す書類を正本1通ご提出いただき、規定の申請手数料(2-5を参照)を銀行振込していただくことになります。

書類が不足している場合や申請の形式上の要件を満足しない申請については、必要な修正等を行っていただきますが、要件が満たない場合は申請を受理しない場合もあることを予め御了承願います。

また、IAJapanのWebサイトにて公表する「認定に関する約款」に同意いただいた上で、認定申請書類を提出してください。

申請関連資料一覧

注)法人情報等を提供している政府公式Webサイト(※)において法人番号、法人名、本社所在地等を確認できる場合には登記事項証明書の提出を省略することができる。

(※)gBizINFO(ジービズインフォ) <https://info.gbiz.go.jp/about/index.html>

2-3 認定申請書の記入要領

規定項目	参照頁	申請時事前チェック欄
認定申請書	8	<input type="checkbox"/> ASNITE製品認証機関認定申請書(様式1、3)(認定に関する約款への同意を含む)
定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの 役員リスト(氏名及び略歴並びに責務、責任及び権限)	10	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又はこれに準ずるもの ^{注)} <input type="checkbox"/> 役員リスト
事業計画書 収支見積書、財務諸表等	10	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支見積書及び財務諸表等(5カ年分が望ましい)
製品認証又はそれに類似する業務の実績	10	<input type="checkbox"/> 製品認証又はそれに類似する業務の実績(様式4-1) <input type="checkbox"/> 運営している認証スキームの概要(様式4-2) <input type="checkbox"/> (認証実績がある場合)認証された製品の登録簿(ASNITE-Product(Textile Exchange)に限る)
製品認証活動を行う組織に関する事項	13	<input type="checkbox"/> 事務所の組織図(様式5) <input type="checkbox"/> 主要職員名簿(様式6) <input type="checkbox"/> 職務分掌 <input type="checkbox"/> 組織統制下にある他の組織に関する情報
公平性に関する情報	16	<input type="checkbox"/> 公平性のマネジメントに関する規定 <input type="checkbox"/> 利害関係者を特定した文書 <input type="checkbox"/> 関連する組織に関する情報 <input type="checkbox"/> 公平性確保のメカニズムに関する情報
製品認証活動及び試験業務の実施の方法に関する事項	16	<input type="checkbox"/> 品質文書一覧(すべてのマネジメントシステム文書を登録した文書リスト)(様式7) <input type="checkbox"/> 品質マニュアル、その他認証手順書及び試験手順書(該当する場合不確かさの見積手順書を含む) <input type="checkbox"/> 認証スキームを構成する文書等一覧 <input type="checkbox"/> 認証スキームを構成する文書等一式 <input type="checkbox"/> 認定後に発行する認定シンボルと事業者マークを付した認証書様式の案 <input type="checkbox"/> 認定シンボル及び認証マーク等の使用規則 <input type="checkbox"/> 依頼者との契約に関する規程・契約書様式 <input type="checkbox"/> マネジメントシステム文書に引用又は関連付けられるすべての文書、記録等のリスト
製品認証従事者(申請から認証決定までの一連のプロセスに従事する者)の氏名、教育記録及び略歴	18	<input type="checkbox"/> 認証従事者の氏名及び経験(様式8)
製品認証の試験所の該当試験業務又はそれに類似する業務の実績(該当する場合)	19	<input type="checkbox"/> 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績(様式9) <input type="checkbox"/> 製品認証、試験に関して登録又は認定を受けている場合、それを証明するもの
試験に用いる装置類の一覧	20	<input type="checkbox"/> 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(様式10)
製品認証活動に必要な試験を行う施設の概要	21	<input type="checkbox"/> 認証業務に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)(様式11)
試験従事者の氏名及び経験	23	<input type="checkbox"/> 試験従事者の氏名及び経験(様式12)

認定申請書は、ASNITE 製品認証機関認定申請書(様式1、3)により作成します。認定申請は、製品認証活動に関係するすべての事業所及び別途定める認定分野を申請の単位として

考えます。

既に同分野において認定を取得している事業所において認定区分や評価に使用する規格を追加申請する場合(例えば、認定区分を 2 区分から 3 区分に増やす場合や評価(試験等)に使用する規格を追加する場合)も、新規申請と同様の申請手続きが必要となります。

(1) 「申請機関の名称」

申請する製品認証機関の名称及び代表権のある方又は代表権のある方から委任状で権限の委任を受けた方の氏名を記載してください。

(2) 「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意」

IAJapan の Web サイトにて公表する「認定に関する約款」の記載内容を確認いただき、同意した上で申請してください。

(3) 「認定を受けようとする区分」

公表されている認定区分の一覧から、認定を受けようとする分野、区分の名称、製品分類及び規格を転載してください。また、運用する製品認証スキームが ISO/IEC 17067 の表1のどのタイプ(1a,1b … 6)に該当するかを記入してください。該当するタイプがない場合は、この文書の 2.4(4)に基づいて作成する認証スキームの概要図を参照する旨を記載してください。(記載例:別添のスキーム図参照)

認定区分の記入欄が 1 枚の申請用紙に収まりきらない場合は、別紙(様式 3)とし、申請書の記入欄には、「区分の別記による」と明記してください。

申請機関は申請範囲内のすべての製品の認証を行うこと及び認証に必要なすべての試験等の評価の実施(外部資源による実施でもよい)が要求されます。したがって、審査の過程で、申請のあった認証及び関連する試験の一部分について、認証実績がない、内部資源により試験を実施する場合において試験装置を所有(又は確保)していない、試験の実績がない、といった事実が確認された場合は、不適合となります。このため、この欄に記載する区分のうち、一部の製品に限定して認証するものがある場合は、予めその旨をこの欄で、明記してください。

(4) 「認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報」

製品認証活動を実施している事業所の名称等をすべて記入してください(部分的に製品認証活動に関与している場合であっても、その事業所の名称を記入してください。)

また、各事業所の業務実施内容のうち、要員管理(ISO/IEC 17065 6.1 項)、評価のための資源の管理(ISO/IEC 17065 6.2 項)、認証プロセス(ISO/IEC 17065 7 項)を実施している事業所を記載例のように識別してください。

(5) 「認証活動の一部を外部委託している機関の情報」

この欄に記入が必要となるのは、上記(4)の欄に記入した製品認証機関の事業所以外で、試験等を実施する場合です。例えば、評価のための製品試験を外部の試験所に委託しているようなケースでは、名称、所在地、認定取得状況について記入してください。

記入された事業所は、審査の対象となります。審査の実施方法は「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCR21)」に従います。

(様式1)の記入例

(様式1)

ASNITE製品認証機関認定申請書

2019年 4月 1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
 適合性評価推進センター
 認定統括官 殿

住所 東京都渋谷区東原1-3-1
 名称及び代表者 株式会社 ナイト
 代表取締役社長 独法 太郎

下記のとおりASNITE認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
 また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意いたします。

記

認定を受けようとする区分	分野の名称 認定区分の名称	区分の別記による		
		区分の別記による	認証スキーム名称	○△□認証制度
			スキームのタイプ	スキームタイプ3
認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報	事業所①の名称及び所在地			
	ふりがな	つくばせいひんにんしょうせんたー		
	名称	つくば製品認証センター		
	ふりがな	いばらきけん つくばし まつその		
	所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市松園1-3-1 〒305-0999		
	電話番号	029-861-1111		
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)		
	事業所②の名称及び所在地			
	ふりがな	つくばせいひんにんしょうせんたー○○○事業所		
	名称	つくば製品認証センター ○○○事業所		
ふりがな	いばらきけん つくばし △△			
所在地 (郵便番号)	茨城県つくば市△△ ××××× 〒305-◆◆◆◆			
電話番号	029-861-○○○○			
実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)			
認証活動の一部を外部委託している事業所の情報	名称	◇◇◇◇◇試験センター		
	所在地	茨城県つくば市△△ ×××××		
	認定取得状況	ISO/IEC 17025に基づく認定を取得 認定識別: Z70000 (IAJapan) 認定範囲: JIS L XXXXに基づく○○試験		

※必要に応じて記載枠を追加してください。

(様式3)の記入例

区分の名称			基準の番号、名称
分野	認定区分	製品またはプロセス	

※認定区分一覧から該当する項目を記載してください。

2-4 認定申請書以外の書類の記入・作成要領

認定申請書以外の2-2で申請関連資料一覧にリストしている書類の記入・作成要領を以下に示します。

なお、様式指定がない書類については、申請機関で適宜用意してください。

(1) 定款及び 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

定款及び、登記事項証明書又はこれに準ずるものを提出してください。法人情報等を提供している政府公式 Web サイトにおいて法人番号、法人名、本社所在地等を確認できる場合には登記事項証明書の提出を省略することができます。

申請機関が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを提出してください。

(2) 役員リスト

製品認証機関の役員の一覧表及び各々の略歴(最近 2 年以内に潜在的被認証者ではなかったことの判る程度のもの)並びに各々の役員の責務、責任及び権限(ISO/IEC 17065 5.1.2 参照)

(3) 事業計画書、収支見積書及び財務諸表等(5カ年分)

申請日付を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書、収支見積書及び財務諸表等を提出してください。翌事業年度分のものについては、やむを得ない場合省略していただいても結構です。

(4) 製品認証又はそれに類似する業務の実績(様式 4-1)及び運営している認証スキームの概要図(様式 4-2)

認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務に対する実績件数を、申請日の直近1年間(前年度でも可)の実績について記入してください。(認定授与後は認定された範囲内での製品認証実施件数について記入して下さい。)

注)技術的能力及び運営能力を客観的に確認するために、少なくとも1件の実績が必要となります。この実績については、内部からの発注でも結構ですが、受注から認証書発行までの一連の手続きを含んで認証を実施することが必要です。

「認証対象製品・特性」欄には、認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務の認証対象製品名及び認証対象特性を記入してください。

「関連する規格」の欄には、該当する場合に、製品の国際規格、国家規格又はこれらに類す

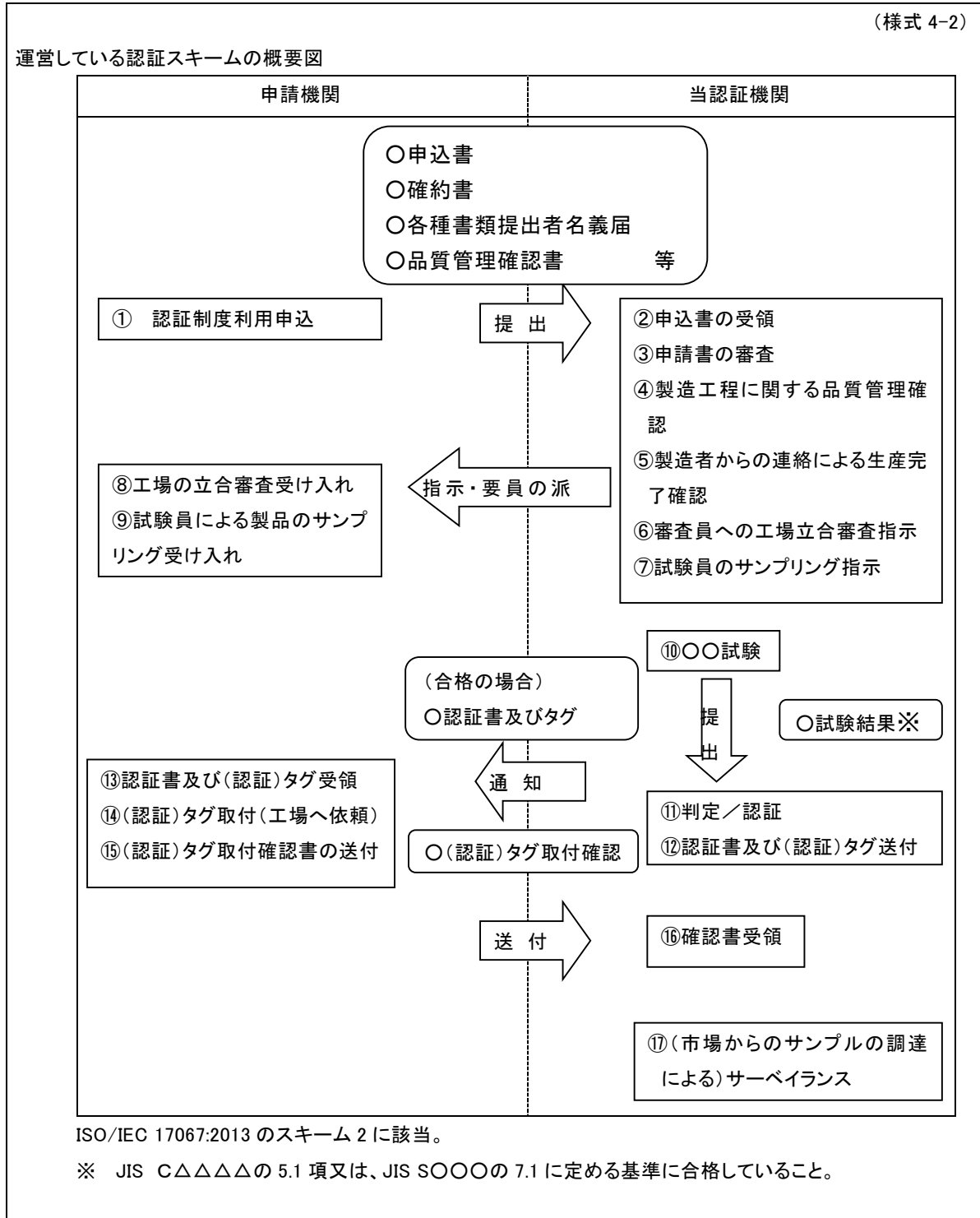
る規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及び名前を)を記入してください。

(様式4-1)の記入例

(様式4-1)		
製品認証又はそれに類似する業務の実績 (2017年9月9日～2018年9月8日)		
認証対象製品・特性	関連する製品規格	件数
[認定区分:☆☆☆分野*****製品] ○○○○○○製品	JIS C△△△△ ○○○○○○製品	123
*****製品(安全性)	JIS S ○○○○の△. △ ××××××試験	56

実績に記載した製品認証スキームの概要について、記入してください(認証スキームの形態については ISO/IEC 17067:2013「Conformity assessment – Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes」を参照してください)。

(様式4-2)の記入例



(5) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項

(a) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)(様式5)

申請機関の製品認証事業及び試験を行う実施責任体制を明確にするために組織体系を図示してください。

少なくとも以下の活動を品質システムに含むような組織体制を整えて、申請してください。

- ① 方針の作成と承認、
- ② プロセス及び／又は手順の開発と承認
- ③ 技術要員及び外部委託契約者の力量の初期評価及び承認
- ④ 要員及び外部委託契約者の能力の監視プロセス及び彼らの業務実績の管理
- ⑤ 申請内容の技術的確認、及び新しい技術領域又は限定された散発的領域における認証活動のための技術的要求事項の決定を含めた、契約内容の確認
- ⑥ 適合性評価業務の技術的確認を含む、認証の決定

この際、次の(b)主要職員名簿の項(様式 6)で記入する、トップマネジメント、品質管理者、製品認証機関の責任者(認証文書の署名者)、認証のレビューを行う者、認証の決定者の組織における位置づけを明確にしてください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んで明確にしてください。

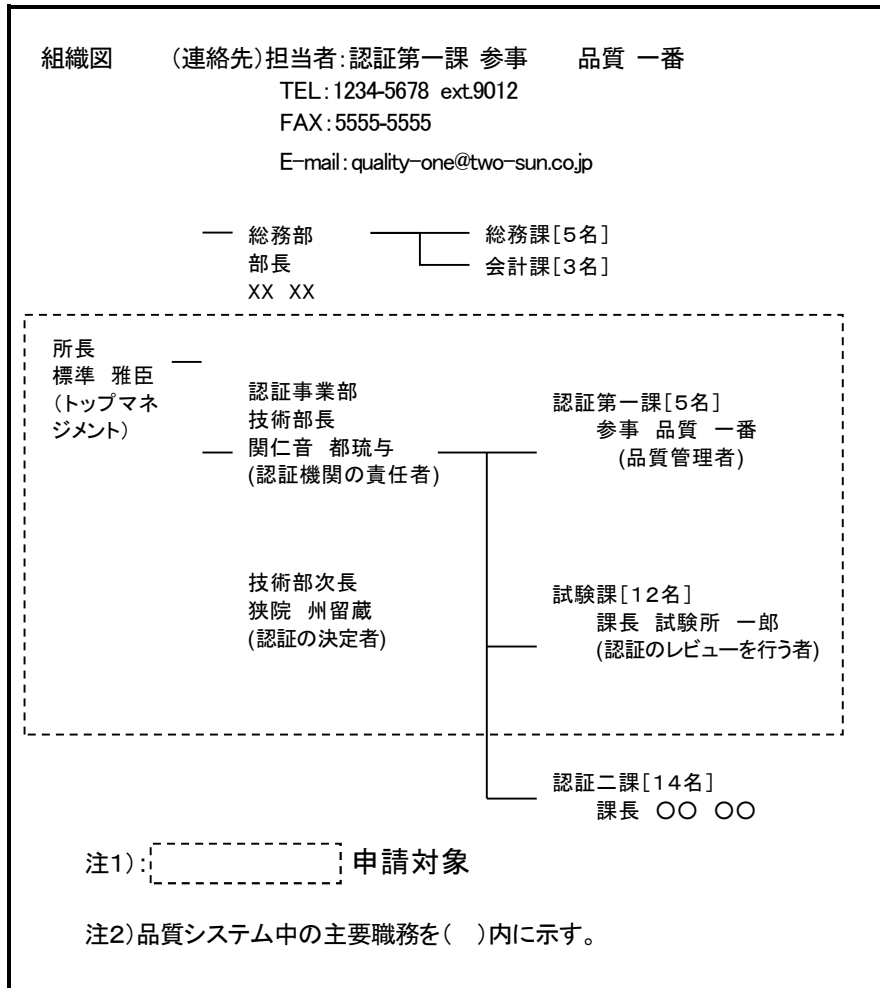
更に、各部署の人員を記入するとともに、本申請に関する連絡先(担当者、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス)及び Web サイトに掲載する情報(英文を含む。)を明記してください。

(様式5)の記入例

(様式5)

認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)

(1) 製品認証活動を実施する事業所(本部を含む)、それ以外の活動を実施する事業所を含む組織図



IAJapan の Web サイト掲載用の情報

名称 : 株式会社 ナイト つくば製品認証センター
 (Tsukuba product certification center, Knight Co.,LTD.)
 郵便番号 : 305-0999
 所在地 : 茨城県つくば市松園一丁目3番1号
 (1-3-1, Matsuzono, Tsukuba-shi, Ibaraki, 305-0999 Japan)
 お問い合わせ先: 認証第一課 (Certification Section I)
 TEL 029-1234-5678

※ 英文 Web サイト掲載の必要から英文は必須です。

(b) 主要職員名簿(様式6)

被選任者が複数の場合は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、認定を受けようとする申請機関の事業所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について従事した期間も含めて記入してください。

(様式6)の記入例

(様式6)	
認証業務及び試験を行う組織に関する事項(主要職員名簿)	
(2)主要職員名簿	
トップマネジメント	
氏名	試験所 一郎
職名	認証事業部 試験課課長
関連する経験	昭和56年～昭和59年 関西本部 試験業務第1課 昭和60年～昭和61年 大阪大学工学部へ出向 昭和62年～平成5年 名古屋研究所 開発課 平成6年～平成7年 米国(UCLA)留学 平成8年～平成14年 関東本部 震ヶ関認証統括課 平成15年～ 現在に至る。
品質管理者	
氏名	認定 誠二
職名	認証事業部 試験課次長
関連する経験	昭和62年～平成4年 関東本部 西原試験所試験第1課 平成5年～平成7年 東京工業大学へ出向 平成8年～平成15年 関東本部 西原認証統括課 平成16年～ 現在に至る。
製品認証機関の責任者(認証文書の署名者)	
氏名	品質 一番
職名	認証事業部長
関連する経験	昭和54年～昭和57年 中部支所 試験業務課 昭和58年～平成元年 関西本部 試験業務第1課 平成2年～平成12年 関東本部震ヶ関試験所試験業務第1課 平成13年 豪州(NATA)出向 平成14年～ 現在に至る。
認証のレビューを行う者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏名	代理 次郎
職名	認証事業部 認証第一課副長
関連する経験	昭和62年～平成3年 関西本部 試験業務第1課 平成4年～平成10年 関東本部 西原試験所試験第1課 平成11年～平成16年 中部支所 試験業務課 平成17年～ 現在に至る。
認証の決定者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏名	関仁音 都琉与
職名	認証事業部技術部長
関連する経験	昭和52年～昭和57年 関東本部震ヶ関試験所試験統括課 昭和58年～昭和59年 東京大学工学部へ出向 昭和60年～平成5年 関西本部 試験業務第1課 平成6年～平成10年 中部支所 試験業務課長 平成11年～平成14年 関東本部震ヶ関試験所試験統括課長 平成15年～平成17年 関西本部 認証業務部副部長 平成18年～ 現在に至る。
※年は和暦、西暦のいずれも可	

(c) 職務分掌

製品認証活動に従事するすべての要員の職務分掌を示した文書又は図表を提示してください。

(d) 組織統制下にある他の組織に関する情報

他の組織が組織統制下にあり、認証業務の一部を担当する場合は、その組織に関する情報(事業所との関係がわかる組織図、業務内容等)を提示してください。

(6) 公平性に関する情報

(a) 公平性のマネジメントに関する規定

製品認証活動の公平性を規定する文書、手順(「公平性に対するリスクの特定の手順」を含む)等を提示してください。

(b) 利害関係者を特定した文書

製品認証活動を実施するにあたり、公平性の確保のため、主要な利害関係者を特定した文書を提示してください。

(c) 関連する組織に関する情報

製品認証機関に関連する組織、及び製品認証機関にリンクされた組織に関する情報を提示してください。

(d) 公平性確保のメカニズムに関する情報(規定、関係者の情報等)

公平性確保のメカニズムに関する情報(規定、公平性のメカニズムを構成する者の情報(氏名、経歴、どの利害関係者を代表しているか等))を提示してください。

(7) 製品認証の実施の方法に関する事項

(a) 品質文書一覧表(様式7)

申請する製品認証事業の実施のために必要な品質マニュアル、認証手順書、試験手順書等の品質文書の一覧表を作成してください。

(※注)ISO/IEC 17065 の 8.1「マネジメントシステムに関する選択肢」に対応し、欄外に選択肢 A 又は選択肢 B のいずれに該当するのかをチェックを入れてください。

(b) 品質マニュアル 及び認証手順書、認証スキームを構成する文書等

品質文書の一覧、品質マニュアル、認定を受けようとする区分に係る認証及び試験を実施するための手順書、認証スキームを構成する文書等の一覧、認証スキームを構成する文書等一式、要請があった場合に公開する認証スキームを説明した文書等一式のコピーを提出してください。また、該当する試験に係る不確かさの見積もり手順書がある場合は、それらを提出してください。

(c) 認定後に発行する認定シンボルを付した認証書の様式の案

認定後に発行する認定シンボルを付した認証書の様式の案を提出してください。

(d) 認定シンボル及び認証マーク、タグ等の使用規則、供給者との契約に関する規程・契約書様式

認定後に使用する認定シンボル及び製品に貼付する認証マーク、タグ等の使用規則、供給

者との契約に関する規程・契約書様式を提出してください。

(e) マネジメントシステム文書に引用又は関連付けられるすべての文書、記録等のリスト

(a)の品質文書とは別に、ISO/IEC 17065 に適合するために使用される文書、製品認証機関で管理している記録一覧を作成してください。また、ISO/IEC 17065 に適合するために使用されるプロセス、システムは品質文書に引用してください。

※なお、申請機関がマネジメント文書について様式7で求めている情報を含む形で独自に整理されている場合は、様式7に代えて、その資料を提出していただくことができます。

(様式7)の記入例

製品認証の実施方法に関する事項(品質文書一覧表)		
品質文書一覧表		
文書番号	文 書 名	最新更新日
QM-001-M06	認証業務品質マニュアル	16.12.31
PS-001-M01	認証スキーム手順書	15. 9. 1
PS-002-M01	認証スキーム要求事項	15. 9. 1
PP-001-M01	経営者による見直し規定	14. 4. 1
PP-002-M01	内部監査規定	14. 4. 1
PP-003-M02	苦情処理規定	15. 9. 1
PP-004-M04	是正処置規定	17.10. 1
PP-005-M02	予防処置規定	16.12.31
PP-011-M03	品質文書管理規定	17.10. 1
PP-012-M02	認証書管理規定	15. 9. 1
PP-013-M02	認定シンボル及び認証マーク使用規則	15. 9. 1
PP-021-M03	試験施設管理規定	16.10. 1
PP-022-M08	試験装置・機器管理規定	17.10. 1
PP-023-M07	試験実施用消耗品管理規定	17.10. 1
PP-031-M03	職員教育規定	16. 3. 31
SOP-001-M2	認証品目取り扱い手順書	17. 4. 1
SOP-101-M1	○○○○試験操作手順書	14. 4. 1
SOP-102-M1	*****試験操作手順書	14. 4. 1
SOP-103-M1	◇◇◇◇◇◇◇◇試験操作手順書	14. 4. 1
SOP-104-M1	▼▼▼▼試験操作手順書	15. 7 .1
SOP-105-M1	◎◎◎試験操作手順書	15. 7 .1

■ISO/IEC 17065 8. 1選択肢Aに該当 ※年は西暦、和暦のいずれも可
□ISO/IEC 17065 8. 1選択肢Bに該当

(8) 認証従事者の氏名及び経歴(様式8)

製品認証に従事する方(申請から認証決定に至る従事者すべて。申請受付のレビューを行う者、評価計画等を策定する者、審査員、認証のレビューを行う者、認証の事務手続きを行う者を含む)の、製品認証に従事した経歴について記入してください。

(様式8)の記入例

(様式8)				
認証従事者の氏名及び経歴				
雇用形態(及び主要な活動場所)	氏名	認証業務着任年月日	担当認証業務	申請に係る製品認証の従事の実績
常勤職員	佐藤 鉄子	H1.4.1	受付業務***** 認証事務 ◇◇◇◇◇◇◇◇認証	H1～H12 中部支所 認証業務課 H13～H17 関西本部認証業務第1課 H18～ 関東本部認証業務第1課
契約社員(〇〇派遣会社)	三浦 吾郎	H6.4.1	〇〇〇〇認証 ◇◇◇◇◇◇◇◇認証	H6～H12 関西本部認証業務第1課 H12～H16 中部支所 認証業務課 H17～ 関東本部認証業務第1課

※年は西暦、和暦のいずれも可

(9) 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績(様式9)

認定を申請する製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務に対する実績件数を、申請日の直近1年間(前年度でも可)の実績について記入してください。

注)類似実績については、技術的能力を客観的に確認するために、少なくとも1件の実績が必要となります。この実績については、内部からの発注でも結構ですが、受注から試験証明書発行までの一連の手続きを含んで試験を実施することが必要です。

「認証対象製品・特性」欄には、認定を申請する製品認証又はそれに類似する業務の認証対象製品名及び認証対象特性(該当する場合は、製品の国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及び名前を)を記入してください。

「関連する試験方法」の欄には、その認証業務で必要となる試験方法について(該当する場合は、試験方法の国際規格、国家規格又はこれらに類する規格の番号と特定できる場合は、その規格の項目番号及びその試験方法名を)記入してください。JIS以外の規格について記入する場合は、該当する認定区分を明記してください。

製品認証、試験に関して登録又は認定を受けている場合には、それを証明するもの(登録証又は認定証)を提出してください。

(様式9)の記入例

(様式9)		
製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績 (2018年4月1日～2019年3月31日)		
認証対象製品・特性	関連する試験方法	件数
[認定区分:☆☆☆分野*****製品] ○○○○○○製品	JIS C△△△△ ○○○○○○製品試験方法	123
*****製品(安全性)	JIS S○○○○の△.△ ×××××試験方法	56

(10) 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別(様式 10)

認定を申請する認証業務に必要な試験を実施するために使用している試験・測定装置、器具等について一覧表を作成していただきます。

この場合、申請の対象となっている製品認証に用いない試験機器類については記入しないでください。また、消耗品、一般的な事務機器等についての記入は不要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。

装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の特性を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設置されている試験所(様式 11 に記載)の名称及び試験室の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、借り入れている場合は「借入」と記入してください。

※なお、申請機関が装置類について様式 10 で求めている情報を含む形で独自に整理されている場合は、様式 10 に代えて、その資料を提出していただくことができます。

(様式10)の記入例

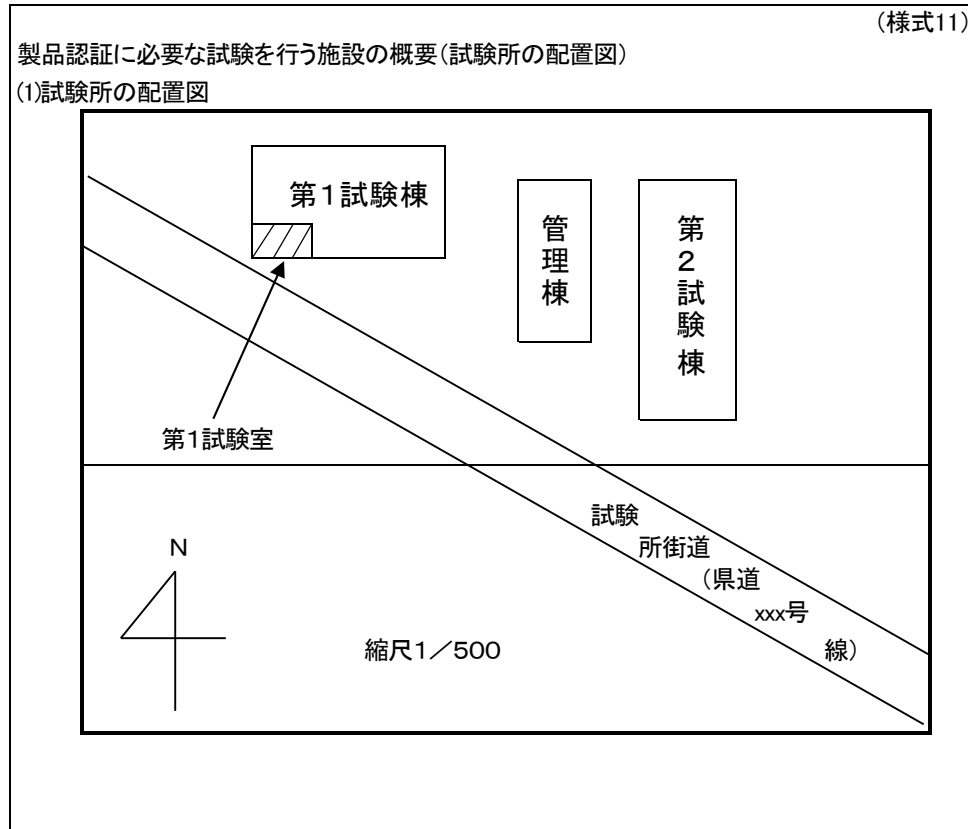
(様式10)							
製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別							
名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有
〇〇試験機	(株)メグロ 製作所	GPZ- 900R	9612-A10	2	測定範囲:150mm 精度:0.02mm	第1試験等 第1試験室	所有
△△試験機	アサカ技 研(株)	CL72 -UBM AN92	R64B3602	1	試験荷重:1~50 kg	第1試験等 第1試験室	所有
◇◇テス トメータ	ハママツ テック(株)	YB-1	5760296B	1	C及びBスケール	第1試験等 第2試験室	所有
☆☆測定 装置	(株)コレダ	SLDP -39N	S-78009M	1	最大負荷:50t	第1試験等 第2試験室	借入

(11) 認証業務に必要な試験を行う施設の概要

(a) 試験所の配置図(様式 11)

試験を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください。

(様式11)の記入例



(12) 試験従事者の氏名及び経験(様式12)

製品認証に必要な試験に従事する方(補助者を除く)の、試験事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る試験の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

(様式12)の記入例

(様式12)				
試験従事者の氏名及び経験				
主任	氏名	入社年月	担当試験業務	申請に係る試験事業の従事の実績
	鈴木 義男	H2.4.1	*****試験 ◇◇◇◇◇◇◇試験	H2～ 関東本部試験業務第1課
	朝日 忠平	H2.4.1	○○○○試験 *****試験	H2～H6 関西本部試験業務第1課 H7～ 関東本部試験業務第1課
	木田 徳一	H5.4.1	○○○○試験 ◇◇◇◇◇◇◇試験	H5～H7 中部支所 試験業務課 H8～ 関東本部試験業務第1課
	小林 晃	H7.4.1	*****試験 ◇◇◇◇◇◇◇試験	H7～ 関東本部試験業務第1課
	山田 誠治	H8.4.1	○○○○試験 ◇◇◇◇◇◇◇試験	H8～ 関東本部試験業務第1課

※期間は西暦、和暦のいずれも可

2-5 申請手数料等について

申請手数料は、機構の Web サイトにて公表する手数料規程にある「手数料算定式(ASNITE製品を適用)」に基づき算出します。申請受理後、機構の財務・会計課から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。

なお、いったん受理した申請に係る手数料については、原則、返金できませんので、注意してください。

第3章 認定プロセス

3-1 認定申請に対する審査の概要

認定申請書が正式に受理された後の審査の概要は、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」をご参照してください。

申請書が受理されてから、認定情報がIAJapanのWebサイトに掲載(又は認定拒否が通知)されるまでには、通常5ヶ月以内(受審側の回答書等の作成期間は除きます。)の処理期間が必要とされます。

なお、書類審査の過程で、認定基準に適合しない事項が多数発見され、指摘事項への対応に時間を要したり、適切に是正されず、製品認証機関の実施体制が機能していないと判断される場合は、IAJapanから審査の一時中断または打ち切りを通知することもあります。

また、審査プロセスにおいて、申請機関からASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請取下げ願(様式18-1)又はASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請中断願(様式18-2)により、その手続きを取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。また、中断した状態から審査を再開する際には、ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請復活願(様式18-3)を提出してください。

3-2 認定申請中の変更届

認定申請中に認定申請書(様式1)の記載内容及びそれ以外の書類(2-2参照)に変更が生じた場合は、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式14)を提出してください。

なお、認定申請中の変更届についても電子システムによる提出が可能です。

第4章 ASNITE 製品認証機関の権利と義務

申請機関等は、認定プロセスに関する必要な情報の入手、認定シンボル等の利用、苦情、異議申立てをする等のいくつかの権利を有します。その一方で、認定要求事項への適合、機密保持、必要な便宜協力等の義務が課せられます。申請機関等は、継続的な認定の維持のために、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」及び「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」の記述に従って、認定を受ける上での遵守事項を守らなければなりません。本文書で規定する手続きに関連する事項について、以下に説明を補足します。

(1) 認定シンボルを付した認証書の発行、宣伝等での使用

認定取得後、認定されている範囲において、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」で定める条件の下で、その使用を許諾された認定シンボルを付した認証書を発行することや認定シンボルを宣伝等で使用することができます。また、希望する場合は、様式 19 で定める IAF MLA マーク使用契約を IAJapan と取り交わすことで、ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを宣伝等で使用することができます。ただし、ASNITE/IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを認証書に使用することはできません。

※「IAF MLA マーク使用契約」は、製本様式のもの IAJapan で用意いたしますので、様式 19 を印刷する必要はありません。なお様式 19「IAF MLA マーク使用契約」は IAF MLA Document General Principles on the Use of the IAF MLA Mark Issue3 の Annex 2 で示された様式に基づくもので、英日併記しておりますが、英文が原本となります。

※※本手続きを規定した IAF ML2 は 2025 年 10 月、タイのバンコクで開催された IAF-ILAC Joint General Assembly の決議事項に基づき、グローバル認定協力機構が同等の文書を発行するまでの間有効とされています。

(2) 認定要求事項の変更

IAJapan は、認定要求事項を変更する時は、新要求事項に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、申請機関等にお知らせします。認定要求事項の変更に伴い、申請機関等の手順等を変更する必要がある場合には、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)のご提出をお願いする場合があります。また、変更内容によっては追加の現地審査が必要となる場合がございますので、その際は臨時審査の申請手順に基づいて申請が必要となります。

(3) 審査チームに対する異議申立

申請機関等は、審査チームの構成について、IAJapan に異議を申し立てる機会が与えられます。利害の対立又は技術的な理由に基づく異議がある場合には、IAJapan に対して審査チームの変更を電子メール等で申し立てることができます。

(4) IAJapan に対する苦情又は異議の申立て

申請機関等は、IAJapan の行う処分、制度の運営等に対して苦情又は異議の申立てを行うことができます。

苦情又は異議申立ては、文書又は電子メールで受け付けています。電話でご連絡いただいた場合でも、誤解等の防止のため、書面又は電子メールでのご連絡を改めてお願いしております。苦情又は異議申立ては、IAJapan が別途公表している「苦情・異議申立ての処理規程(URP30)」に従って適切に処理されます。

第5章 認定の維持のための手続き

5-1 認定要求事項への継続的な適合

ASNITE 製品認証機関が認定を維持していくためには、ASNITE 製品認証機関の義務を遵守し、認定要求事項に継続的に適合して事業を運営しなければなりません。

(1) 認定の維持等に係る審査(サーベイランス審査、再認定審査、追加審査及び臨時審査)

ASNITE 製品認証機関は、認定スキーム文書で定める認定周期ごとに再認定の決定を受けなければ、その期間の経過によって認定が失効します。継続して認定の要求事項に適合していることの確認を受ける場合は、IAJapan が行うサーベイランス審査及び再認定審査を受けなければなりません。

ASNITE 製品認証機関は、各現地審査が2年を超えない間隔で実施され、再認定審査に基づく要求事項への適合確認と再認定の決定が、次の認定周期が開始する前に完結するよう、現地審査の実施時期等の調整に応じる必要があります。

IAJapan は、認定後の運営状況の確認のため、第1回目のサーベイランス審査の現地審査を、原則として認定を授与した日の翌日から起算して1年以内又は初回認定審査日から起算して2年以内のいずれか早い期日までに開始します。

それ以降のサーベイランス審査の現地審査は第1回目のサーベイランス審査の現地審査又は再認定審査の現地審査の最終日から2年を超えない期間以内又は認定スキーム文書が定める期間以内に開始されます。

IAJapan が行う再認定審査は、すべて認定要求事項について審査を行います。この再認定審査は、直前のサーベイランス審査の現地審査の最終日から起算して2年以内又は認定スキーム文書が定める期間以内に開始し、認定周期が終了する4ヶ月前を目途に現地審査を完了する必要があります。

IAJapan は、ASNITE 製品認証機関に次の各号のいずれかの事項が生じた又は生じたと認められた場合、必要に応じて臨時審査を実施します。ASNITE 製品認証機関は臨時審査を受けなければならない、審査を拒んだり、妨げたり、忌避した場合、認定の一時停止や取消しを受ける場合があります。

- ① 重大な内容の苦情が発生したか又は他の状況により、認定要求事項への適合性又は製品認証活動若しくはその試験の品質に関して重大な疑いを生じさせる場合
- ② 管理主体の変更、主要な活動の変更等、製品認証活動若しくは自ら有している試験所の技術的能力に影響する変更があった場合
- ③ 事業の承継があった場合
- ④ 認証スキーム若しくは認定要求事項に重要な変更があった場合
- ⑤ その他認定基準の遵守状況を確認する必要がある場合

なお、認定の維持等に係る審査プロセスにおいて、申請機関からの ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請取下げ願(様式 18-1)又は ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請中断願(様式 18-2)により、その申請を取下げ又は中断することができます。ただし、審査プロセス中の中断は1回限りとし、原則6か月間を上限とします。また、中断した状態から申請を再開する際には、ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請復活願(様式 18-3)を提出してください。

(2) 認定の維持等に係る審査の手続

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定の維持等に係る審査（サーベイランス審査、再認定審査、追加審査及び臨時審査）を受けるための申込みは、IAJapan から該当する審査の時期等について通知をします。その通知を受けてから様式 17「（サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申込書」（機構の Web サイトにて公表する「IAJapan 認定に関する約款」の内容の遵守への同意を含む。）により申込みをしてください。

認定の維持等に係る審査についても電子システムによる申請が可能です。また、手数料については別に連絡いたしますので、連絡に従い手数料を納入してください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれもご注意ください。

ASNITE-Product (Textile Exchange) でのサーベイランス審査又は再認定審査の申込に際しては、認証スキームで毎年確認することが求められている以下の情報も併せてご提出をお願いいたします。

- (a) (新たな事務所が発生した場合) 新たな事業所に関するマネジメントシステム文書及びそれに伴う認証プロセス手順文書の変更並びに新たな事務所での認証プロセスの記録
- (b) 以下のリスク要因を有する外部委託先の管理状況の記録
 - i. 新規外部委託先
 - ii. 監査及び依頼者の採用又は運営管理の両方に責任を負う外部委託先
 - iii. 「腐敗認識指数」が 50 より下位の国に所在する外部委託先
- (c) 各規格について業務を実施する認証機関の新規要員の力量に関する記録（資格及び訓練記録、監査の記録）
- (d) 前回の審査で不適合とされたものについて実施された是正処置に関する記録
- (e) 各規格について認証及び取り消された組織及びサイトに関する記録（これらを追跡するための手順が改正された場合は当該手順）
- (f) 認証された製品の登録簿の最新版（この登録簿に基づいて認証プロセスに関する一連の記録をサンプリングして提出いただくよう別途ご連絡いたします）

(3) （サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査）申込書（様式 17）の記入要領

① 「申込者の名称」

申込者は代表者又は製品認証機関の代表者を記入してください。

② 「認定事業所名」及び「認定識別」

認定された事業所の名称と認定識別を記入してください。

③ 「審査の種類」

IAJapan から通知された審査の種類を選択してください。

④ 「認定審査を受ける認定区分」

IAJapan から通知された③の審査を受ける認定区分を記入してください。

⑤ 「手数料」

IAJapan から連絡があった手数料の額を記入してください。

なお、手数料額については機構の手数料規程に従います。

不明な点は適合性評価推進センター認定センターまでお問い合わせください。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(様式 17)の記入例

(様式17)	
(サーベイランス審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)申込書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 <u>適合性評価推進センター</u> <u>認定統括官 殿</u>	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト 代表取締役社長 独法 太郎
下記の認定について、サーベイランス審査を申し込みます。 <u>また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。</u>	
記	
1. 認定事業所名:	かずさ試験所
2. 認定識別:	ASNITE 0010 P
3. 審査の種類:	サーベイランス審査
4. 認定審査を受ける認定区分:	〇〇分野3区分
5. 手数料:	〇〇〇,〇〇〇円

5-2 認定変更の手続き

認定後、申請時に提出した申請書の内容に変更があった場合や、別紙書類の内容に重大な変更があった場合は、ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)を提出してください。これを怠ると認定が取り消される場合がありますので注意してください。

なお、変更届が必要となる事例については、本文書で定める様式に基づいて申請した内容に変更が生じた場合のほか、「ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項(PCRP21)」の規定も併せて参照してください。

なお、認定変更の手続きについても電子システムによる提出が可能です。

(1) 届出に必要な書類

ASNITE 製品認証機関の変更に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書(様式 14)

(2) 認定内容等変更届出書の記入要領

① 「変更内容」

変更する事項について、簡潔に記入してください。(例えば、「事業所の移転」、「品質マニュアルの変更」等) また、変更点が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容とを比較してその概略を記述してください。届出書本体に記入しきれないときは、別紙資料とし

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

でもかまいません。また、別添として申請書の各様式や品質文書類を添付する場合は、変更後の文書のみで結構です。

②「変更年月日」

上記変更が実施された年月日を記入してください。

③「変更理由」

上記変更を行う理由を簡潔に記入してください。

(3) 既已取得した認定範囲を拡大する場合

既已取得した認定範囲を拡大(認定の限定を解除)する場合は、新規申請と同様の申請手続きが必要となります。

(様式 14)の記入例

(様式14)	
ASNITE製品認証機関認定内容等変更届出書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構	
<u>適合性評価推進センター</u>	
<u>認定統括官</u> 殿	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト
	代表取締役社長 独法 太郎
ASNITE製品認証機関の(申請/認定)内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1. 変更内容	
品質管理者の変更(別添として変更後の様式8及び様式9を添付します)。	
旧	新
経済 一郎	基盤 次郎
2. 変更年月日	
2019年4月1日	
3. 変更理由	
同日付け人事異動による変更。	

5-3 認定を受けた製品認証事業の承継の手続き

(1) 承継に必要な届出書類

認定を受けた製品認証事業の事業承継に必要な書類は、次のとおりです（電子システムによる提出が可能です）。

- ・事業承継届出書

(2) 事業承継届出書の記入・作成要領

事業承継届出書（様式 15）を次の要領で記入し、承継の事実を証する書面（登記簿謄本等）を添付してください。また、「認定に関する約款」への同意も必要です。

- ① 「被承継人の氏名又は名称、法人にあってはその代表者の氏名並びに住所」
製品認証事業を譲る側の名称、住所等を記入してください。
- ② 「承継される製品認証機関の名称及び所在地」
承継の対象となる製品認証機関の名称及び所在地を記入してください。承継によって、製品認証機関の名称変更がある場合は、旧名称を記入してください。
- ③ 「被承継人の認定識別及び認定を受けている区分」
承継の対象となる認定された製品認証機関が既に取得している認定情報に記載されている認定識別及び認定区分を転載してください。
- ④ 「承継後の製品認証機関の名称」
承継によって、製品認証機関の名称変更がある場合に、新名称を記入することになります。名称変更が無い場合は、「名称変更なし」と記入してください。

(様式 15) の記入例

(様式15)	
事業承継届出書	
2019年10月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 <u>適合性評価推進センター</u> 認定統括官 殿	
住所	東京都渋谷区東原1-3-1
名称及び代表者	株式会社 ナイト 代表取締役 独法 太郎
下記のとおりASNITE製品認証機関の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。 また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。	
記	
被承継人の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住 所	株式会社 メイティ・テック 代表取締役社長 見本 申之助 東京都渋谷区西原2-49-10
承継される製品認証機関の名称及び 所在地	幡ヶ谷ラボラトリー 東京都渋谷区西原2-49-10
被承継人の <u>認定識別</u> 及び認定を受け ている区分	ASNITE ○○○○ P × × 分野 ○○○○(製品名)
承継後の製品認証機関の名称	関東本部 幡ヶ谷認証機関
承継の期日	2019年9月26日
承継の理由	合併

5-4 認定を受けた製品認証事業の廃止の届出の手続き

製品認証事業そのものを廃止する場合や認定を辞退する場合には廃止届を提出してください(電子システムによる提出が可能です)。

(1) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出に必要な書類

認定を受けた製品認証事業の廃止に必要な書類は、次のとおりです。

- ・認定を受けた製品認証事業の廃止届出書(様式 16)

(2) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出書の記入要領

① 「認定識別及び認定を受けている区分」

廃止した事業に係る認定区分のみを記入してください。

② 廃止の理由

製品認証事業そのものを廃止するのか、認定を辞退するのか等を明記してください。

(様式 16)の記入例

(様式16)	
認定を受けた製品認証事業の廃止届出書	
2019年 4月 1日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 <u>適合性評価推進センター</u> <u>認定統括官 殿</u>	
住所 東京都世田谷区梅林堤2-4-8 名称及び代表者 株式会社 サンプル・ラボラトリー 代表取締役社長 参普留 止夫	
下記のとおり認定を受けた製品認証事業を廃止したので、届け出ます。	
記	
事業を廃止した製品認証機関の名称及び所在地	梅林堤試験所 東京都世田谷区梅林堤2-4-8
認定識別及び認定を受けている区分	ASNITE ○○○○ P ※※※分野 ▼▼▼▼(製品名)
廃止の期日	2019年4月1日
廃止の理由	製品認証事業の認定を辞退するため

5-5 認定の一時停止及び取消し

IAJapan は ASNITE 製品認証機関に認定要求事項に対する重大な不適合事項があり、その重大性を勘案し認定資格を一時停止することがあります。また、認定要求事項から著しく逸脱して業務を実施していることが判明した場合や一般要求事項における ASNITE 製品認証機関の遵守事項及び認定シンボル等の取り扱いに係る要求事項を遵守しない場合等に対して

認定の取消しを行うことがあります。

5-6 製品認証事業報告

IAJapan では ASNITE 製品認証機関の最新の業務実績状況を把握することを目的とし、毎年、4月1日から翌年の3月末日までの1年間の認証実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

ASNITE 製品認証機関におかれましては、5月末までに前年度の実績報告について、製品認証又はそれに類似する業務の実績(様式4-1)に準じて、電子メール等で認証実績件数のご提出をお願いいたします。

規程管理部署

この規程を管理する担当課は、適合性評価推進センター認定センターとする。

附則

この文書は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この文書は、平成16年5月1日から施行する。

附則

この文書は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この文書は、平成17年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月4日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月2日から施行する。

附則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附則

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附則

この文書は、平成25年12月16日から施行する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則

この文書は、平成27年9月15日から適用する。

附則

この文書は、平成29年1月13日から適用する。

附 則

この文書は、2019年4月1日から適用する。

附 則

この文書は、2020年2月28日から適用する。

附 則

この文書は、2020年5月1日から適用する。

附 則

この文書は、2020年7月31日から適用する。

附 則

この文書は、2021年3月30日から適用する。

附 則

この文書は、2023年2月3日から適用する。

附 則

この文書は、2026年4月1日から適用する。

様式集

用紙の大きさは、原則 A4 用紙としますが、様式 5、11、12 については、A3 用紙でも結構です。

- (様式 1) ASNITE 製品認証機関認定申請書
- (様式 2) 認定に関する約款
- (様式 3) 認定を受けようとする区分の別記
- (様式 4-1) 製品認証又はそれに類似する業務の実績
- (様式 4-2) 運営している認証スキームの概要図
- (様式 5) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)
- (様式 6) 認証業務及び試験を行う組織に関する事項(主要職員名簿)
- (様式 7) 製品認証の実施方法に関する事項(品質文書一覧表)
- (様式 8) 認証従事者の氏名及び経験
- (様式 9) 製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績
- (様式 10) 製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別
- (様式 11) 認証業務に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)
- (様式 12) 試験従事者の氏名及び経験
- (様式 13) 廃番
- (様式 14) ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書
- (様式 15) 事業承継届出書
- (様式 16) 認定を受けた製品認証事業の廃止届出書
- (様式 17) (サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)申込書
- (様式 18-1) ASNITE(認定／サーベイランス審査／再認定審査／追加審査)申請取下げ願
- (様式 18-2) ASNITE(認定／サーベイランス審査／再認定審査／追加審査)申請中断願

(様式 18-3) ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請復活願

(様式 19) IAF MLA マーク使用契約

(様式 1)

ASNITE 製品認証機関認定申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター
 認定統括官 殿

住所
 申請機関の氏名又は名称及び法人
 にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり ASNITE 認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。
 また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

記

認定を受けようとする区分	分野の名称			
	認定区分の名称		認証スキーム名称	
			スキームのタイプ	
認定を受けようとする製品認証機関の事業所の情報	事業所①の名称及び所在地			
	ふりがな			
	名称			
	ふりがな			
	所在地 (郵便番号)			
	電話番号			
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)		
	事業所②の名称及び所在地			
	ふりがな			
	名称			
	ふりがな			
	所在地 (郵便番号)			
	電話番号			
	実施する業務	ISO/IEC 17065 6.1 / 6.2 / 7.1 / 7.2 / 7.3 / 7.4 / 7.5 / 7.6 / 7.7 / 7.8 / 7.9 / 7.10 / 7.11 / 7.12 / 7.13 (※該当する項目のみ残してください。)		
認証活動の一部を外部委託している事業所の情報	名称			
	所在地			
	認定取得状況			

※必要に応じて記載枠を追加してください。

(様式 2)

第一版:2026年4月1日

IAJapan 認定に関する約款

第 1 条(約款の適用範囲)

本約款は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター(以下「IAJapan」という。)が実施する認定業務に関し、認定の申請を行う事業者及び認定を受けた事業者(以下総称して「事業者」という。)との間に適用されます。

事業者は、認定申請期間ならびに認定の取得後から当該認定が終了又は取消される(以下、「認定終了等」という。)までの期間(ただし第 14 条は認定の終了等以降の期間を含む。)において、本約款の内容を確認し、同意のうえ遵守するものとします。

第 2 条(IAJapan の義務)

IAJapan は、Web サイトにて公開している「IAJapan の権利及び義務」をはじめとする規定及び関連法令等に従い、公正かつ適切に認定業務を遂行します。

2 IAJapan は、認定業務を通じて取得した事業者の情報を規定及び関連法令に従い、適切に管理します。

第 3 条(認定要求事項等の遵守)

事業者は、IAJapan に申請した範囲(以下、「申請範囲」という。)及び IAJapan が認定を授与した範囲(以下、「認定範囲」という。)また、申請範囲と認定範囲の両方に言及する場合、「認定範囲等」という。)において、IAJapan が定める認定スキームが指定する一般要求事項及び関連する手順等(以下、「認定要求事項等」という。)を継続的に遵守するものとします。

認定要求事項等の変更があった場合は、速やかにその内容を確認し、これに適合するよう対応するものとします。

第 4 条(認定審査等への協力)

事業者は、IAJapan が必要と認めて実施する審査(認定審査、再認定審査、サーベイランス審査、臨時審査を含む。以下、「認定審査等」という。)を受け入れ、認定審査等に必要な便宜及び協力を提供するものとします。

これには、IAJapan が編成した審査チーム及び別途指名のあった関係者(多角的承認取決め維持のために必要な者を含む。以下、「審査チーム等」という。)が要員・施設・設備・文書・記録・バーチャルサイト・外部委託先(レンタルラボを含む。)等へアクセスすることを認めることも含みます。

第 5 条(立会い・顧客との取決め)

事業者は、IAJapan から要請があった場合、事業者が実際に行う適合性評価活動に審査チーム等が立ち会えるよう手配します。

また、立会いを事業者の顧客の事業地で行う場合、その顧客に対し認定審査等への協力及びその旨の事前の承諾を得ます。ただし、顧客の事業地で行う立会いの代替方法について IAJapan とあらかじめ合意した場合は、その限りではありません。

第 6 条(認定の主張・シンボルの使用)

認定が授与された事業者は、認定範囲に限り認定を主張できるものとし、認定について主張する場合、認定要求事項等に従うものとします。

また、事業者が認定シンボルの使用を申請し、IAJapan がこれを認め、認定シンボル使用ライセンスを許諾しライセンスを付与する場合、事業者は、認定要求事項等に従って認定シンボルを使用するものとします。

事業者は、認定制度及び IAJapan の信用を損なう行為や、第三者の誤解を招く表示・表明、許容範囲を逸脱する認定の利用を行わないものとします。

第 7 条(変更の通知)

事業者は、認定要求事項等で定められた事項に変更が生じた場合は、遅滞なく IAJapan に文書で通知するものとします。

第 8 条(手数料等の支払い)

事業者は、IAJapan が定める手数料の規定に従い、認定に係る手数料等を IAJapan が指定する所定の期日及び方法により支払うものとします。

IAJapan は、認定審査等の結果や中止に関わらず、支払済みの手数料等の返還には応じません。

第 9 条(苦情への協力)

事業者は、認定範囲の業務に関する苦情があった場合、調査・解決に努めるとともに、IAJapan の要請に応じて苦情に係る調査等に協力し、速やかに報告します。

第 10 条(情報の公開への同意)

事業者は、IAJapan が認定の状況(事業者の名称、所在地、認定日、有効期限、認定範囲、認定の決定の種類(授与・拒否・継続・縮小・一時停止・取消・終了)等)を公表することに同意します。

ただし、認定の決定にかかる情報について理由を示してその公表を差し控えることを事業者が求める場合、IAJapan の判断により、その公表を控える場合があります。

第 11 条(外部委託業務への対応)

事業者が認定範囲等の業務を外部委託する場合、外部委託を行う前に IAJapan に申請を行い、IAJapan がその申請内容により外部委託先での認定審査等を必要と判断したときは、事業者は、当該外部委託先に対し、認定審査等への協力及びその旨の事前の承諾を得ます。

第 12 条(違反・不履行・不正行為等の処分)

事業者が本約款の規定に違反した場合、不正行為を行った場合、虚偽情報の提出を行った場合、又は事業者による情報の隠蔽等が確認された場合、IAJapan は、申請の受付の拒否、申請の却下または認定の取消手続きを開始するとともに、必要に応じて過去に顧客に対して発行した証明書の回収請求、認定の一時停止等の措置を取ります。また、事業者はこれに異議申立てをしないものとします。

また、これらの措置の後、2 年間は申請が受理されない場合があります。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

事業者及びその外部委託先が以下の項目に該当することが判明した場合、IAJapan は申請の不受理または却下、または、認定取消の手続きを開始します。また、同手続き等に対し、事業者は損害賠償等の請求をしないものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、IAJapan 又は IAJapan の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

第 14 条(約款の失効後の責務)

本約款のうち、第 2 条第 2 項、第 8 条の条項は、認定終了等により、本約款が失効した後も有効に存続します。

本約款の失効以前に発生済みの債権債務・履行責務で未履行のものがある場合、当該未履行の債務等は消滅しません。

第 15 条(準拠法・管轄)

本約款の解釈は日本国の法律に従い、紛争が生じた場合は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第 16 条(協議事項)

本約款に定めのない事項や疑義が生じた場合は、事業者と IAJapan が協議の上、解決に努めるものとします。

第 17 条(約款の変更)

IAJapan は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本約款を変更できます。なお、契約内容の変更を行う場合、IAJapan はあらかじめ事業者に変更内容を提示し、意見を求めるものとします。

事業者は、変更後の約款に従うものとします。

第 18 条(旧契約からの切替)

事業者と IAJapan との間で従前に締結されていた有効な「認定契約書」がある場合は、本約款に切り替えるものとします。

(以上)

(様式 3)

認定を受けようとする区分の別記

区分の名称			基準の番号、名称
分野	認定区分	製品又はプロセス	

※認定区分一覧から該当する項目を記載してください。

(様式 4-1)

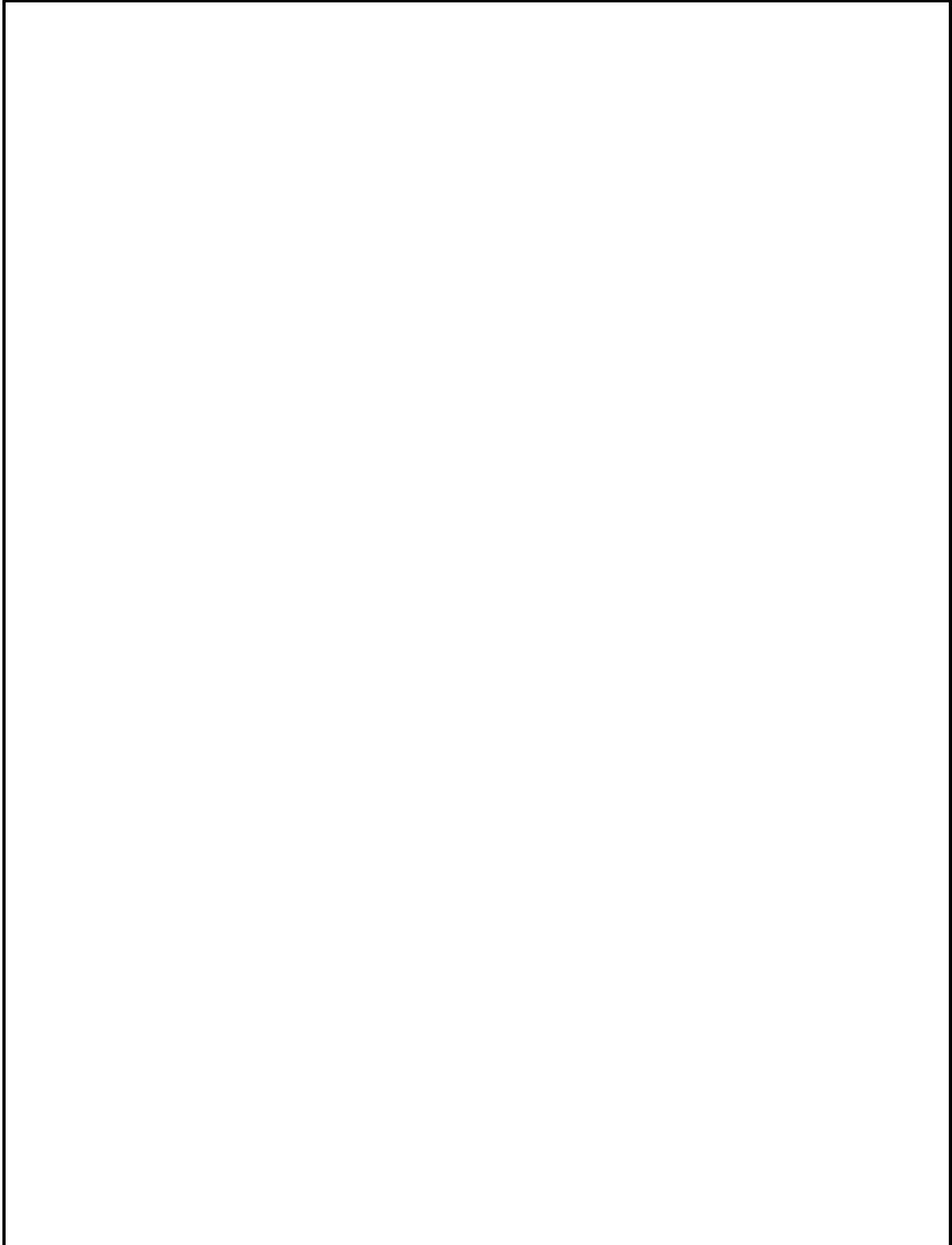
製品認証又はそれに類似する業務の実績

(年 月 日 ~ 年 月 日)

認証対象製品・特性	認証スキーム及び適合する製品規格	件数

(様式 4-2)

運営している認証スキームの概要図



(様式 5)

認証業務及び試験を行う組織に関する事項(事業所の組織図)

(1) 主要な活動の一つ以上実施する事業所(本部を含む)、それ以外の活動を実施する事業所を含む組織図

組織図



(様式 6)

認証業務及び試験等の評価を行う組織に関する事項(主要職員名簿)

(2)主要職員名簿

トップマネジメント	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理者	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
認証機関の責任者(認証文書の署名者)	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
認証のレビューを行う者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏 名 (又はグループ名)	
職 名	
関連する経験	
認証の決定者(委員会等のグループの場合はその名簿を添付)	
氏 名 (又はグループ名)	
職 名	
関連する経験	

(様式 7)

製品認証の実施方法に関する事項(品質文書一覧表)

文書番号	文 書 名	最新更新日

- ISO/IEC 17065 8.1 選択肢 A に該当
- ISO/IEC 17065 8.1 選択肢 B に該当

(様式 8)

認証従事者の氏名及び経歴

雇用形態 (及び主要な 活動場所)	氏名	認証業務 着任年月日	担当認証業務の 別 (申請のレ ビュー、要員の割 当、評価、審査、審 査報告書の承認、認 証のレビュー等)	申請に係る製品認証の従事 の実績

(様式 9)

製品認証に必要な試験業務又はそれに類似する業務の実績

(年 月 日 ~ 年 月 日)

認証対象製品・特性	関連する試験方法	件数

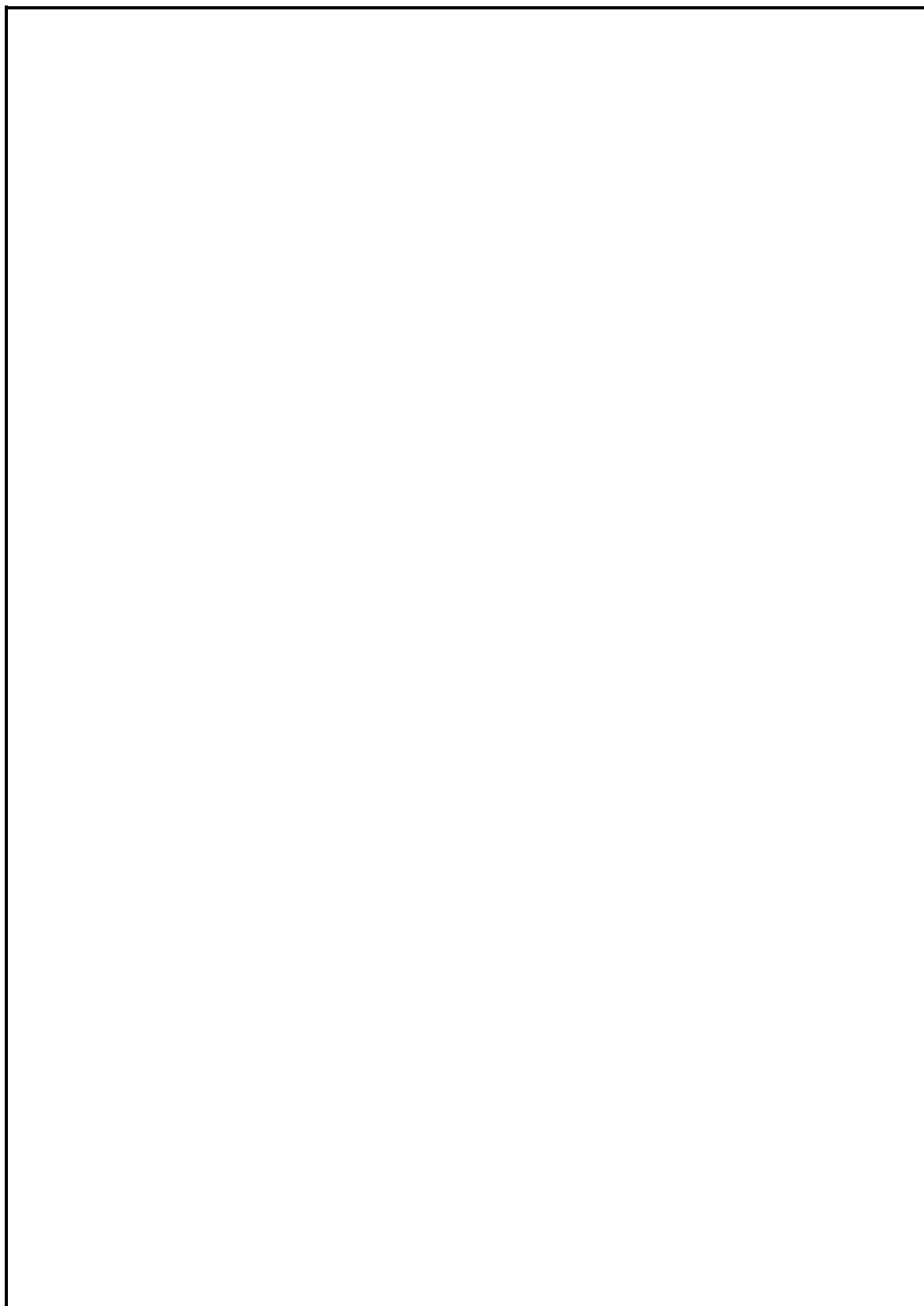
(様式 10)

製品認証に必要な試験に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有 or 借入

(様式 11)

製品認証に必要な試験を行う施設の概要(試験所の配置図)



(様式 12)

試験従事者の氏名及び経歴

製品認証に必要な試験に従事する者の氏名及び当該者が製品認証に必要な試験又はそれに類似する試験に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当試験業務	申請に係る試験の従事の実績

(様式 14)

ASNITE 製品認証機関認定内容等変更届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター認定統括官 殿

住所

申請機関の氏名又は名称及び法人

にあつてはその代表者の氏名

ASNITE 製品認証機関の申請／認定内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。
また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

記

1. 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2. 変更年月日

3. 変更理由

(様式 15)

事業承継届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
適合性評価推進センター
 認定統括官 殿

住所
 申請機関の氏名又は名称及び法人
 にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり ASNITE 製品認証機関の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所	
承継される法人の名称及び所在地	
被承継人の認定識別及び認定を受けている区分	
承継後の認証機関の名称	
承継の期日	
承継の理由	

(様式 16)

認定を受けた製品認証事業の廃止届出書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター認定統括官 殿

住所

申請機関の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり認定を受けた製品認証事業を廃止したので、届け出ます。

記

事業を廃止した認証機関の名称及び 所在地	
認定識別及び認定を受けている区分	
廃止の期日	
廃止の理由	

(様式 17)

(サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査) 申込書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター

認定統括官 殿

住所

申込者の氏名又は名称及び法人

にあつてはその代表者の氏名

下記の認定について、(サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)を申し込みます。

また、「認定に関する約款」の内容を理解・承諾した上で、これを遵守することに同意します。

記

1. 認定事業所名:
2. 認定識別:
3. 審査の種類: (サーベイランス審査／再認定審査／追加審査／臨時審査)
4. 認定審査を受ける認定区分:
5. 手数料

注意: 1. 代表者は、認証機関の代表者でもよい。

(様式 18-1)

ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請取下げ願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター

認定統括官 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付で申請いたしました(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請について、下記の理由により取り下げるため、取下げ願を提出します。

記

1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類:(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

2. 取下げ理由

3. 取下げ年月日

(様式 18-2)

ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請中断願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター

認定統括官 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付けで申請いたしました(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請について、下記の理由により一時的に中断するため、中断願を提出します。

なお、申請の再開につきましては、復活願を提出することを申し添えます。

記

1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類: (認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

2. 中断理由

3. 中断期間

年 月 日から 年 月 日までを予定

(様式 18-3)

ASNITE(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請復活願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター

認定統括官 殿

住所

名称

代表者の氏名

年 月 日付で中断願を提出しました(認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査)申請について、申請の再開のため、復活願を提出します。

記

1. 申請内容

(1) 認定事業所名:

(2) 認定識別:

(3) 申請の種類: (認定/サーベイランス審査/再認定審査/追加審査/臨時審査)
申請

(4) 認定を受ける区分又は審査を受ける認定区分:

2. 復活年月日

(様式 19)

ANNEX 2
AGREEMENT FOR USE OF THE
IAF MLA MARK
BETWEEN A
LICENSED IAF MLA ACCREDITATION BODY MEMBER
AND AN
ACCREDITED CONFORMITY ASSESSMENT BODY (CAB)

付属書 2

ライセンスを受けた IAF MLA 認定機関メンバー及び
認定された適合性評価機関(CAB)間の
IAF MLA マーク使用契約

1. The International Accreditation Forum Inc. (“IAF”) is the owner of the trade-mark known as the IAF Multilateral Recognition Arrangement Mark or IAF MLA Mark.
 国際認定フォーラム(「IAF」)は、IAF 相互承認取決マーク又は IAF MLA マークとして知られる商標の所有者である。

2. (Licensed IAF MLA Member's full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), has a non-exclusive and non-transferable license to use the IAF MLA Mark, subject to its maintenance of its IAF MLA Membership and IAF Accreditation Body (AB) membership and observance of conditions and restrictions set out in its agreement with the IAF MLA Member.

(正式な所在地)をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする(ライセンスを許諾される IAF MLA メンバーの正式な組織名)は、IAF MLA メンバー資格及び IAF 認定機関(AB)メンバー資格の維持並びに IAF MLA メンバーとの契約に定める条項及び制約の遵守を条件に、IAF MLA マークを使用する非独占かつ譲渡不可のライセンスを有する。

Note: The IAF Logo is not to be used by any IAF Member or accredited CAB on any documentation under any circumstances without permission. The IAF Logo is for use only by the IAF Board and Secretary to denote official IAF documents.

注: IAF ロゴはいかなる IAF メンバー又は認定された CAB によっても、いかなる文書内にていかなる状況においても許可なく使用されるものではない。IAF ロゴは、公式の IAF 文書であることを示すため、IAF 理事会及び事務局によってのみ用いられる。

3. (Accredited CAB's full company name), the full post office address of whose principal office or place of business is (full business address), applies for permission to use the IAF MLA Mark, only in conjunction with the licensed IAF MLA Member's accreditation symbol, subject to the terms and conditions set out below.

(正式な所在地)をその主たる事務所又は営業所の正式住所とする(認定された CAB の正式な事業者名)は、以下に定める条項に従い、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの認定シンボルとの組み合わせに限った IAF MLA マークの使用許諾を申請する。

4. (Licensed IAF MLA Member) grants to (accredited Conformity Assessment Body the “CAB”) permission to use the IAF MLA Mark for main scopes and sub scopes of

the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member)., from the date of this Agreement, subject to the conditions and restrictions as follows:

本契約の日付より、以下の条項及び制約を条件に、(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)は(「CAB」すなわち認定された適合性評価機関)に対し、この CAB が(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)から認定された IAF MLA のメインスコープ及びサブスコープに係る IAF MLA マークの使用の許諾を与える。

(a) The accredited CAB shall only use the IAF MLA Mark together with their accreditation body symbol in the manner set out in IAF ML 2 General Principles on Use of the IAF MLA Mark and in accordance with the main scopes and sub scopes of the IAF MLA of which the licensed IAF MLA Member is a Signatory, and for which the CAB has been accredited;

認定された CAB は IAF MLA マークを、その認定機関シンボルと共に、IAF ML 2 IAF MLA マーク使用の一般原則に定める方法により、かつ、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーが署名者であり当該 CAB がその範囲について認定された IAF MLA のメインスコープ及びサブスコープに従ってのみ使用しなければならない。

(b) The IAF MLA Mark shall be reproduced using an authorized copy obtained from the licensed IAF MLA Member and shall be reprinted according to the following specifications:

IAF MLA マークは、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーから入手した清刷を用いて作成され、以下の仕様に基づいて印刷されなければならない。

i) in black and white or in the colours Pantone 2747 (dark blue) and Pantone 299 (light blue),
白黒又は、カラーではパントン 2747(暗青)及びパントン 299(明青)。

ii) on a clearly contrasting background,
背景色はコントラストの明らかなものとする。

iii) in a size which makes all the words of the IAF MLA Mark clearly distinguishable, with the width of the IAF MLA Mark no less than 20 millimetres for printed media and 75 pixels for digital media.

サイズは IAF MLA マークの全ての単語を明らかに識別できるものであって、IAF MLA マークの幅が印刷媒体に対しては 20 ミリメートル以上のもの、デジタル媒体に対しては 75 ピクセル以上のものとする。

(c) The proposed permitted use is non-exclusive;
ここに提案される使用許諾は非独占のものである。

(d) The permission granted to the accredited CAB to use the said IAF MLA Mark is non-transferable;

上記の IAF MLA マークの使用について、認定された CAB に付与される許諾は譲渡不可のものである。

(e) The accredited CAB shall not use the IAF MLA Mark on any documentation unless the licensed IAF MLA Member's accreditation symbol and the accredited CAB's name or logo are included on the same displayed page and all are of approximately the same size;

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの認定シンボル及び認定された CAB の名称又はロゴが同じ表示ページに含まれており、全てがほぼ同サイズである場合を除いて、認定された CAB は、IAF MLA マークをいかなる文書にも用いてはならない。

Note: The documentation can be in any form or type of medium.

注：文書はいかなる形式又は媒体によるかを問わない。

(f) The accredited CAB shall use the IAF MLA Mark in strict accordance with the instructions, conditions, standards of quality and IAF MLA Mark specifications supplied by the licensed IAF MLA Member or the IAF at anytime and from time to time;

認定された CAB は IAF MLA マークを、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF から常時及び時折提供される指示、条件、品質規格及び IAF MLA マーク仕様に厳格に従って使用しなければならない。

(g) The accredited CAB shall supply specimens of its usage of the IAF MLA Mark to the licensed IAF MLA Member or IAF, if requested by the licensed IAF MLA Member or IAF;

認定された CAB は、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF から要請がある場合、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー又は IAF に対して、IAF MLA マークの用法の見本を提供しなければならない。

(h) The accredited CAB shall not allow its certified organisations to use the IAF MLA Mark

認定された CAB は自身が認証した機関に対して IAF MLA マークの使用を許可してはならない。

(i) The accredited CAB shall monitor and take suitable action to control its use of the IAF MLA Mark and to prevent any incorrect references or misleading use by itself or its certified organizations;

認定された CAB は、自身の IAF MLA マーク使用を管理し、自身又は自身が認証した機関によるいかなる不正確な参照又は誤解を招く使用を防ぐために、監視を行い、適切な行動をとらなければならない。

(j) The accredited CAB acknowledges and agrees that it has no proprietary right, title or interest in the IAF MLA Mark;

認定された CAB は、IAF MLA マークに係る知的所有権、権原又は利益を有さないことについて、承認し、同意する。

(l) The accredited CAB agrees to co-operate fully and in good faith with the licensed IAF MLA Member and/or IAF for the purpose of securing or protecting IAF's right in the IAF MLA Mark;

認定された CAB は、IAF MLA マークに係る IAF の権利を確保し保護するため、完全にかつ誠実に、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー及び/又は IAF に協力することに同意する。

(m) The accredited CAB further agrees not to challenge directly or indirectly IAF's right, title or interest in the IAF MLA Mark.

認定された CAB はさらに、IAF MLA マークに係る IAF の権利、権原又は利益について、直接にも間接にも異議を申立てないことに同意する。

5. The Agreement to use the IAF MLA Mark may be terminated as follows:
IAF MLA マークの使用に係る本契約は、以下のように終了することができる。

(a) at any time by agreement of the parties;
いつでも、当事者らの合意により。

(b) at any time by the licensed IAF MLA Member in the event that the conditions in this Agreement are not satisfied;
当契約の条項が守られないとき、いつでも、ライセンスを許諾された IAF MLA メン

バーにより。

(c) immediately in the event accreditation is withdrawn from the accredited CAB by the licensed IAF MLA Member;

認定された CAB の認定が取消されたとき、ただちに、ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーにより。

(d) immediately in the event of the termination of the licensed IAF MLA Member's membership of the IAF MLA or IAF membership;

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーの IAF MLA におけるメンバー資格又は IAF メンバー資格が終了したとき、ただちに。

(e) immediately in the event of the termination of the Agreement for the use of the IAF MLA Mark between IAF and the Licensed IAF MLA Member;

IAF とライセンスを付与された IAF MLA メンバーの間の IAF MLA マークの使用契約が終了されたとき、ただちに。

(f) by the licensed IAF MLA Member duly advising the accredited CAB; or

ライセンスを許諾された IAF MLA メンバーにより、CAB への正式な通知により。

(g) by the IAF duly advising the accredited CAB.

IAF により、認定された CAB への正式な通知により。

6. The accredited CAB shall indemnify and save IAF, its directors, officers, employees and authorized representatives, including the licensed IAF MLA Member, from and against any and all claims, liabilities, demands, proceedings, causes of action, costs and expenses (including legal fees as incurred) arising from the breach or default of the accredited CAB under this agreement.

認定された CAB は、IAF、その取締役、役員、雇用者及びライセンスを許諾された IAF MLA メンバーを含む、承認された代表を、本契約下の認定された CAB による違反又は不履行から生じる全ての請求、債務、要求、手続、訴訟原因、(法的費用を生ずる場合はこれを含む)費用及び経費から免責し除外するものとする。

End of Agreement for Use of the IAF MLA Mark between a Licensed IAF MLA Member and an Accredited Conformity Assessment Body

ライセンスを許諾された IAF メンバー及び認定された適合性評価機関間の IAF MLA マーク使用契約 終わり

Signed on behalf of
右の者を代理して署名

(NAME OF ACCREDITED CAB)
(認定を受けた適合性評価機関名)

.....
(Signature)
(署名)

(Name of signatory)
(署名者氏名)

(Title/position)
(役職)

Date
日付

.....
Signed on behalf of
右の者を代理して署名

(NAME OF LICENSED IAF MLA MEMBER)
(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー名)

.....
(Signature)
(署名)

(Name of signatory)
(署名者氏名)

(Title/position)
(役職)

Date
日付

Licensed to use the IAF MLA Mark in conjunction with the Licensed IAF MLA Member's accreditation symbol for the main scopes and sub scopes of the IAF MLA for which the CAB has been accredited by the (Licensed IAF MLA Member).
(ライセンスを許諾された IAF MLA メンバー)によって CAB が認定された IAF MLA メインスコープ及びサブスコープについて、IAF MLA メンバーの認定シンボルと組み合わせて IAF MLA マークを使用するライセンスを許諾された: